

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)【抜粋】

第2章 取り組む施策

・雇用の維持と事業の継続

4. 生活に困っている世帯や個人への支援

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せず日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する。具体的には、世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯や、新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。給付に当たり、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行うこととなるが、市町村の事務負担を考慮するとともに、文化芸術をはじめとする業態の特殊性も含め、申請者の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続とする。あわせて、オンライン申請受付等のシステム整備を行う。その際、マイナンバーカードの活用等、迅速な給付システムについて検討を行う。また、子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算を確保する。

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

また、収入の減少により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例を継続的に実施する観点から必要な予算を確保する。

- ・生活に困っている世帯に対する新たな給付金(生活支援臨時給付金(仮称))(総務省)
- ・子育て世帯への臨時特別給付金(内閣府)
- ・国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援(厚生労働省)
- ・収入が下がった方に対する国民年金保険料の免除(厚生労働省)
- ・個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続(厚生労働省)
- ・住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充(厚生労働省)
- ・奨学金や授業料の減免を通じた支援(文部科学省)
- ・未払賃金立替払の迅速・確実な実施(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

給付額

対象児童一人につき1万円

実施主体

令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区を含む）

補正予算（案）額

1654億円（全額国庫負担（実施にかかる事務費を含む））

支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

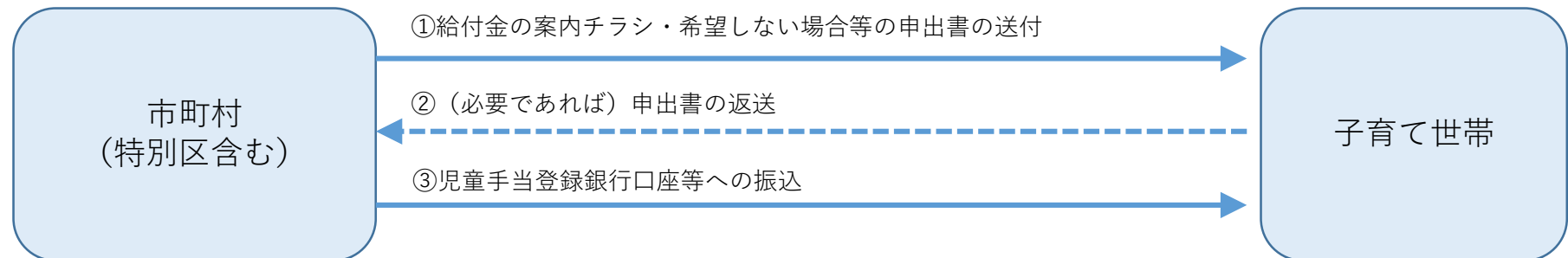
対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）（約1480万人）
※3月31日までに生まれた児童が対象

支給時期

準備が整った市町村から、できるだけ速やかに開始

事業スキーム：改めての申請を要しない



※ 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。

子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！



令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者の方に支給します。

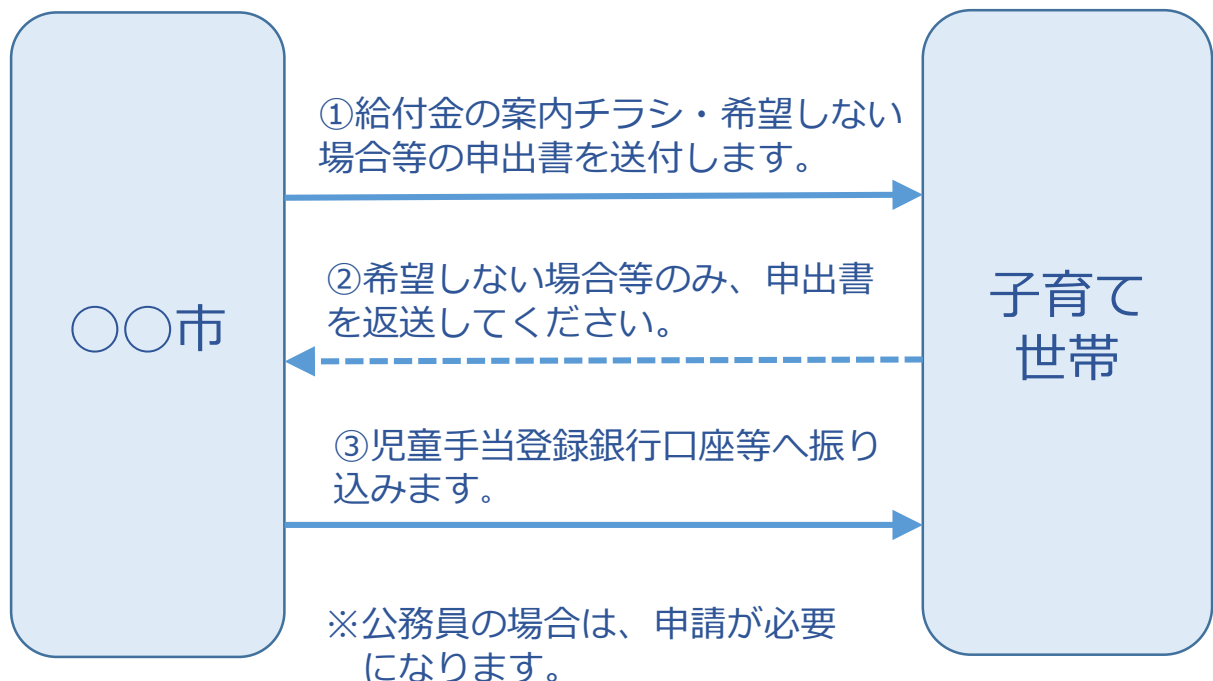
対象児童1人につき、1万円です。

※実施主体は、令和2年3月31日時点での居住市町村(特別区含む)です。

※「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。

原則、申請は不要です。

〇〇市では、〇月頃に支給する見込みです。



Q & A

Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の支給を受けている方です。対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。



Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 対象の方には、〇月頃にお知らせしますので、それまでに連絡がなければ、お問い合わせください。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. 公務員への支給方法はどちらになりますか？

A. 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。

お問い合わせは



〇〇市役所 「子育て世帯への臨時特別給付金」 窓口

電話：000（000）0000

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに〇〇市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに〇〇市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。